

令和3年度  
茨木市地域密着型サービス事業者の募集について

茨木市

# 令和3年度茨木市地域密着型サービス事業者募集事務概要について

## 1 募集について

第8期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの整備を行う事業者を募集します。指定については令和4年度中を予定しています。

注 同一圏域内でのサービス整備計画が競合した場合は、茨木市地域包括支援センター運営協議会に諮り、選定を行います。

## 2 指定事務の流れ（令和5年2月指定の例）

時期	開設事業者	茨木市
令和3年6月24日	説明会出席	「事前相談申込書」 「事前相談票」配布
6月24日～7月23日	「事前相談申込書」提出	面談日時調整、連絡
令和3年8月	事前相談（面談） 「事前相談票」等提出 スケジュール調整	消防、建築関係部署等との調整
令和3年9月	「事前協議書」作成・提出 （同一圏域において複数の事業者が競合した場合は、茨木市地域包括支援センター運営協議会選定部会において各事業者からのプレゼンテーション後、選定部会の審査結果に基づき、事前協議を進める事業者を決定します。）	
⋮	（茨木市地域密着型サービス施設整備事業等補助金を活用する場合は所定の手続き）	
令和4年1月以降	工事着工	
令和4年10月上旬	工事竣工 「指定申請書」作成・提出	書類審査
令和4年11月中		実地調査、運営協議会の審査、 指定に対する意見
令和5年2月1日	指定通知受理	指定通知、告示

事業者の指定は、茨木市地域包括支援センター運営協議会の意見を聴いた後、決定します。

※申請書受理期間内に必要書類が整わない場合は、当該受理日に対する指定日での指定はできません。また、市が指定した期間内に、補正等に応じない場合も同様とします。

## 3 事前相談の受付

- (1) 受付期間：令和3年6月24日（木）～7月23日（金）午前9時～午後5時
- (2) 受付場所：茨木市役所 本館2階14番窓口 長寿介護課 管理係
- (3) 提出書類：事前相談申込書

※後日、電話にて面談日時を調整いたします。事前相談（面談）までに「事前相談票」及び添付書類（図面・スケジュール等）をご用意ください。なお、事前相談（面談）の際には、必ず実際の運営を行う担当者及び設計担当者の出席をお願いいたします。

# 令和3年度茨木市地域密着型サービス事業者募集について

## 1 募集内容

### (1) 小規模多機能型居宅介護

全圏域 1 箇所

### (2) 認知症対応型共同生活介護

全圏域 1 箇所

※2ユニット（定員18人）

### (3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

全圏域 1 箇所（定員29人）

※圏域を限定し募集を行うと、応募者が現れない可能性が極めて高いため、圏域を限定せず募集を行います。なお、圏域をサービス整備計画が競合し、事前協議を行う事業者を選定する場合は、計画上の南圏域を優先します。

## 2 募集要件

(1) 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護については、①～⑧のいずれかに該当する法人であること。地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、①法人であること。

① 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人（※取得見込みを含む）

② 医療法第39条に規定する医療法人

③ 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人

④ 公益（一般）社団法人及び公益（一般）財団法人

⑤ 農業協同組合及び農業協同組合連合会

⑥ 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

⑦ 会社法第2条第1号に規定する会社

⑧ 中小企業等協同組合法第3条第4号に規定する企業組合

(2) 暴力団等反社会的勢力、団体でないこと。また、暴力団等反社会的勢力等との交際など社会的に非難される関係にない、又は関係が疑われていない事業者であること。

(3) 長期的に適正で安定した事業運営が可能であること。

(4) 介護保険法等に規定する指定の要件、基準等を満たす計画であること

(5) 都市計画法、建築基準法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、消防法等の関係法令を順守した計画であること。

※土地、建物について支障がないか、事業者の責任において関係課等に相談、確認を行ってください。

## 3 その他

事前協議を開始した場合であっても、事後に書類等の重大な不備及び虚偽があったと認められるとき、市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められるとき等は、協議等の手続を打ち切ることがあります。

## 日常生活圏域・小学校・町名対照表

日常生活圏域	小学校区	町名
① 北圏域	清溪小	大字泉原、大字佐保、大字千提寺
	忍頂寺小	大字大岩、大字安元、大字忍頂寺、大字車作、大字清阪、大字長谷、大字銭原、大字上音羽、大字下音羽
	安威小	南安威一丁目・三丁目、南安威二丁目6番、西安威一丁目、十日市町（ただし3番は除く）、西太田町34番5号、耳原三丁目2番（ただし1号は除く）、西安威二丁目1番37・38号、西安威二丁目（1番37・38号は除く）、東安威一・二丁目、安威一丁目～四丁目、大字安威、大字桑原、大字大門寺、大字生保
	山手台小	山手台一丁目～七丁目、山手台東町、山手台新町一丁目～三丁目
	耳原小	耳原一丁目～三丁目（ただし三丁目2番は1号のみ）、南耳原一丁目2～7番、南耳原二丁目7～14番、南安威二丁目（ただし6番は除く）、上野町
	福井小	東福井一丁目～四丁目、西福井一丁目～四丁目、中河原町、室山一丁目（ただし3～7番は除く）・二丁目、豊原町4～15番、大字福井
	豊川小	宿久庄一丁目～七丁目、藤の里一丁目・二丁目、清水一丁目・二丁目、南清水町、豊川一丁目～五丁目、西豊川町、宿川原町（ただし1番は除く）、豊原町1～3番、室山一丁目3～7番、大字道祖本、大字清水、大字宿久庄
	彩都西小 郡山小	大字栗生岩阪、彩都あさぎ一丁目～七丁目、彩都やまぶき一丁目～五丁目、彩都あかね 新郡山一丁目・二丁目、井口台
② 東圏域	三島小	三島町、三島丘一・二丁目、総持寺一・二丁目（但し1番1号～5号及び25号は除く）、西河原一・二丁目、三咲町、総持寺駅前町15番（10～23号・201～404号）
	太田小	太田一丁目～三丁目、花園一丁目・二丁目、高田町、十日市町3番、東太田二丁目～四丁目、太田東芝町、東太田一丁目4～6番（ただし5番101～822号サニーハウスは除く）
	庄栄小	庄一丁目・二丁目、中総持寺町、総持寺駅前町（ただし15番10～23号・201～404号は除く）、総持寺二丁目1番1号～5号及び25号、橋の内二丁目7番1～20-101～508（オークタウン東茨木）、8番101～815号（イトーピア茨木）
	西河原小	東太田一丁目1～3番・5番101～822号（サニーハウス）、西太田町（ただし34番5号は除く）、西河原北町、五日市一丁目1・2番、城の前町、西河原三丁目、南耳原一丁目1番、南耳原二丁目1～6番
	東小	橋の内一丁目～三丁目（但し二丁目7番1～20-101～508（オークタウン東茨木）・8番101～815号（イトーピア茨木）は除く）、総持寺台、鮎川二丁目、学園南町、学園町
	白川小	鮎川一丁目・三丁目～五丁目、白川一丁目～三丁目、新堂一丁目～三丁目、目垣二丁目28番～32番
③ 西圏域	畑田小	春日四丁目、西田中町、松下町、畑田町、五日市一丁目（ただし1・2番は除く）・二丁目、五日市緑町
	春日小	春日一丁目～三丁目・五丁目、上穂東町、見付山一丁目・二丁目、西穂積町、郡一丁目11番7号、中穂積二丁目16番11号、上穂積一丁目～四丁目（ただし四丁目6番（1-101～508・2-101～506・3-101～509）・8番（4-101～509・5-101～510）は除く）
	春日丘小	西駅前町、中穂積一丁目～三丁目（ただし二丁目16番11号は除く）、北春日丘一丁目3番38号、下穂積三丁目、紫明園（ただし10番71～74号・11番は除く）
	郡小	郡一丁目（ただし11番7号は除く）～五丁目、上郡一丁目・二丁目、郡山一丁目・二丁目、下井町、宿川原町1番街区、上穂積四丁目（6番（1-101～508・2-101～506・3-101～509）・8番（4-101～509・5-101～510））、大字上穂積
	沢池小	南春日丘一丁目～七丁目、美穂が丘
	西小	北春日丘一丁目～四丁目（ただし一丁目3番38号は除く）、大字中穂積
	穂積小	松ヶ本町、下穂積一丁目・二丁目・四丁目、穂積台、紫明園10番71～74号・11番、宇野辺一丁目・二丁目、東宇野辺町
④ 中央圏域	中条小	駅前一丁目～四丁目、西中条町、下中条町、東中条町、新中条町、岩倉町、奈良町（ただし16・18・19番は除く）
	茨木小	田中町、上中条一丁目・二丁目、上泉町、片桐町、元町、大手町、新庄町、本町、東宮町、宮元町、大住町、竹橋町、永代町、戸伏町、別院町
	大池小	主原町、大池一丁目・二丁目、舟木町、稲葉町、園田町、星見町（1～17番）、大同町
	中津小	中津町、中村町、双葉町、末広町、寺田町、桑田町、五十鈴町
⑤ 南圏域	玉島小	目垣一丁目・目垣二丁目（28～32番は除く）・目垣三丁目、南目垣一丁目～三丁目、東野々宮町、星見町（1～17番は除く）、平田一丁目・二丁目、玉島一丁目・二丁目、玉島台、平田台、野々宮一丁目・二丁目、宮島一丁目1番、真砂二丁目（ただし1～4番、9～16番は除く）真砂三丁目（ただし1番、4～11番は除く）、玉瀬町（41～43番のみ）、小柳町（4～9番のみ）、若園町24番（ただし2～4号・6～7号・19～21号は除く）・26番（ただし11～21号は除く）、27番（ただし17～22号は除く）・28番・29番（ただし1～2号・14～18号は除く）・30～38番、真砂玉島台
	玉櫛小	玉櫛一丁目・二丁目、玉水町、水尾二丁目1～8番、水尾三丁目1～8番、真砂一丁目（1、3～5、9～11番のみ）、沢良宜東町
	天王小	天王一丁目・二丁目、蔵垣内一丁目～三丁目、大正町、丑寅一丁目・二丁目、沢良宜西一丁目～四丁目
	葦原小	真砂一丁目（ただし1、3～5、9～11番は除く）・三丁目（1番、4～11番のみ）、新和町、沢良宜浜一丁目～三丁目、島一丁目～四丁目、宮島一丁目2・3番街区、宮島二丁目・三丁目、小柳町（ただし4～9番は除く）、高浜町、横江一丁目・二丁目
	東奈良小	小川町、若草町、奈良町16・18・19番、美沢町、東奈良一丁目～三丁目
	水尾小	水尾一丁目、水尾二丁目9～15番、水尾三丁目9～18番、水尾四丁目、若園町（ただし24番は2～4号、6～7号、19～21号のみ、26番は11～21号のみ、27番は1号、17～22号のみ、29番は1～2号、14～18号のみ、なお28番・30～38番は除く）、真砂二丁目（1～4番、9～16番のみ）、並木町、玉瀬町（ただし41～43番は除く）

# 日常生活圏域

